

# 航空法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱

## 第1 空港法施行令の一部改正

### 1 災害復旧工事

国土交通大臣が地方公共団体に代わって施行する特定工事の施行中に生じた災害による工事を、災害復旧工事の対象から除く。(第四条関係)

### 2 特定工事等の代行に係る公示

(1) 国土交通大臣が地方公共団体等に代わって特定工事等を施行しようとする場合の公示の方法を定める。(第四条の二第一項関係)

(2) 国土交通大臣が地方公共団体等に代わって施行した特定工事等の全部又は一部を完了した場合の公示の方法を定める。(第四条の二第二項関係)

### 3 特定災害復旧工事の施行中又は着手前に災害が生じた場合の措置

(1) 国土交通大臣が地方公共団体に代わって施行する特定災害復旧工事(滑走路等、空港用地又は排水施設等に係るものに限る。)の施行中又は着手前において、更に当該施設について地震等による災害が生じた場合の措置を定める。(第五条第三項関係)

(2) 特定地方管理空港における特定災害復旧工事の施行中又は着手前に災害が生じた場合の措置について、(1)と同様とする。(附則第五条第一項関係)

### 4 その他

その他所要の改正を行う。

## 第2 その他

その他所要の改正を行う。

## 第3 施行期日

この政令は、航空法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和七年九月一日)から施行する。(附則関係)